議第２号

乗合バス路線の廃止の申し出にかかる意見について

乗合バス路線廃止の申し出にあたり、別紙のとおり意見を述べることについて承認を求める。

令和１年 12 月４日

下呂市地域公共交通会議
会 長　服 部 秀 洋

【提案理由】
岐阜県地域公共交通協議会へ濃飛乗合自動車株式会社から下呂湯屋線廃止の申し出があり、このことについて同協議会から意見を求められている為。

添付資料
- 岐阜県地域公共交通協議会に対する乗合バス路線の廃止の申し出について P. 11
- バス路線の休止又は廃止の申し出に対する対応方策等について P. 12
- 下呂小坂湯屋線（濃飛乗合自動車株式会社）の廃止申し出の概要 P. 13～
- 岐阜県地域公共交通協議会等運営要領 P. 24～
- 路線の休止又は廃止フロー P. 28～

岐地公協第２４号
令和元年１１月８日

下呂市長　様

岐阜県地域公共交通協議会長

岐阜県地域公共交通協議会に対する乗合バス路線の廃止の申し出について（照会）

このことについて、別添のとおり濃飛乗合自動車株式会社から乗合バス路線の廃止の申し出がありましたので、通知します。

つきましては、岐阜県地域公共交通協議会運営要領３（４）ウに基づき、協議を省略できる事案として取り扱うことの可否及び乗合バス路線廃止の申し出に係る対応方策等について、別紙様式により令和２年１月３１日（金）までにご意見をいただきますようお願いします。

（問い合わせ先）

事務局	岐阜県都市建築部都市公園整備局 公共交通課地域交通係		
係　長	古田	担 当 者	栗山
電話番号	058-272-8657		
E-mail	kuriyama-tetsuko@pref.gifu.lg.jp		
所 在 地	〒500-8570岐阜市薮田南2-1-1		

別記様式6-2（3（4）関係）

第　　　号
年　　月　　日

岐阜県地域公共交通協議会長　　　様

下呂市長　服部　秀洋　　印

バス路線の休止又は廃止の申し出に対する対応方策等について（回答）

令和元年１１月８日付け岐地公協第２４号で依頼のありました標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

1　協議を省略できる事案として取り扱うことについて

路線名	協議省略の可否	協議省略の可否を決定した理由
下呂小坂湯屋線	☑承諾します。 □承諾しません。	路線廃止後は代替交通を運行し対応することとしているため。

※協議省略の可否については、どちらかにレ点でチェックしてください。

2　各申し出路線の対応方策

路線名	対応方策	実施予定年月日
下呂小坂湯屋線	デマンド運行（予約で運行する乗車定員１０人以下の車両を使用）へ移行	令和２年４月１日

※対応方策の記入例
- 廃止代替バス（自主運行バス、コミュニティバス）へ移行
- 乗合タクシー（路線を定めて定期に運行する乗車定員１０人以下の自動車）へ移行
- 市町村単独補助により欠損額を補てんし、現状での運行を継続
- 特に対応方策は必要ない

3　対応方策等を協議した会議等の概要（名称、構成員、経過、内容等）
令和１年度第２回下呂市地域公共交通会議（令和１年１２月４日開催）

4　その他（参考となる資料があれば添付してください。）

下呂小坂湯屋線（濃飛乗合自動車株式会社）の廃止申し出の概要

1　対象路線の直近３カ年間の実績（上段：H28、中段：H29、下段：H30）

路線名	運行系統			運行回数（往復）			キロ程	平均乗車密度	年間輸送人員（人）
	起点	経由地	終点	平日	土曜	休日	(km)	(人)	
下呂小坂湯屋線	下呂バスセンター	しみずの湯/小坂診療所前/ひめしゃがの湯	鹿山	3.0	2.0	2.0		4.1	38,108
				3.0	2.0	2.0		3.7	26,189
				3.0	2.0	2.0	42.1	2.4	24,451
	鹿山	ひめしゃがの湯/小坂診療所前	下呂バスセンター	0.5	0.5	0.5		4.1	6,582
				0.5	0.5	0.5		3.7	4,520
				0.5	0.5	0.5	38.7	2.4	4,226
	小坂駅前	ひめしゃがの湯	鹿山	1.0 ↓ 0.5	0.0	0.0		0.2	3,797
				0.5	0.0	0.0		0.3	2,707
				0.5	0.0	0.0	14.1	0.5	2,706
	小坂駅前	小坂保育園前	郷石原	0.5	0.0	0.0		0.1	366
				0.5	0.0	0.0		0.2	388
				0.5	0.0	0.0	2.4	0.3	397
	下呂バスセンター	赤沼田	鹿山	-	-	-		-	-
				0.5	0.5	0.5		3.7	4,134
				0.5	0.5	0.5	35.4	2.4	3,856
	小坂駅前	ひめしゃがの湯	鹿山	1.0	0.0	0.0		0.2	2,523
				1.0	0.0	0.0		0.3	5,337
				1.0	0.0	0.0	13.9	0.5	5,301
	鹿山	ひめしゃがの湯/しみずの湯	下呂バスセンター	0.5	0.5	0.5		4.1	3,563
				0.5	0.5	0.5		3.7	4,893
				0.5	0.5	0.5	41.9	2.4	4,575

※バス年度（１０月～９月）の実績

2　廃止の概要

（１）廃止区間

1	起点	下呂市小坂町大島字山腰２６３－２先
	終点	下呂市小坂町大島字山腰２２１－４先
	キロ程（km）	0.1
2	起点	下呂市小坂町大島字山腰２２１－４先
	終点	下呂市小坂町大島字塚中１７３１－４先
	キロ程（km）	2.3
3	起点	下呂市小坂町大島１７３９－１先
	終点	下呂市小坂町大島１９６５先
	キロ程（km）	0.1
4	起点	下呂市小坂町小坂７７７－１先
	終点	下呂市小坂町鹿山１８６先
	キロ程（km）	10.4
5	起点	下呂市小坂町落合４３－１先
	終点	下呂市小坂町落合２０７３先
	キロ程（km）	3.3

（２）廃止停留所等

バス停名称	方向	位　置
郷石原	往 復	下呂市小坂町大島字山腰 221-4 先
小坂保育園前	往 復	下呂市小坂町大島 662 先
小坂診療所前	往 復	下呂市小坂町大島 1965 先
川井田	往 復	下呂市小坂町川井田 653 の 3 先
味屋	往 復	下呂市小坂町長瀬 218 の 13 先
長瀬学校前	往 復	下呂市小坂町長瀬 334 の 2 先
長瀬	往 復	下呂市小坂町長瀬 587 先
松原	往 復	下呂市小坂町長瀬 1415 先
西赤沼田	往 復	下呂市小坂町赤沼田 438 先
赤沼田	往 復	下呂市小坂町赤沼田 587 先
畑中前	往 復	下呂市小坂町赤沼田 737 先
深作	往 復	下呂市小坂町赤沼田 1135 先
下島温泉口	往 復	下呂市小坂町落合 40 先
落合公民館前	往 復	下呂市小坂町落合 267 の 1 先

ひめしゃがの湯	往 復	下呂市小坂町落合 1656 先
厳立公園入口	往 復	下呂市小坂町落合 1737 先
御嶽橋	往 復	下呂市小坂町湯屋 23 先
学校前	往 復	下呂市小坂町湯屋 64 先
小井戸	往 復	下呂市小坂町湯屋 169 先
郷土館前	往 復	下呂市小坂町湯屋 217 先
湯屋口	往 復	下呂市小坂町湯屋字森 307 の 2 先
湯屋温泉	往 復	下呂市小坂町湯屋 469 先
小和田	往 復	下呂市小坂町大洞字小和田 2233 先
菊水橋	往 復	下呂市小坂町大洞字橋戸 1880 先
大洞口	往 復	下呂市小坂町大洞 1127 先
中重口	往 復	下呂市小坂町蕪谷口 959 の 2 先
鹿山	往 復	下呂市小坂町鹿山 186 先

（３）廃止時期

令和２年４月１日

（４）関係市町村

下呂市

（５）廃止の申し出の理由

沿線人口の減少、少子高齢化、マイカー普及率の増加、高齢者の運転免許保有率の増加、観光客の減少などにより赤字となっており、運行の効率化や増収への取り組みを行うも、年々赤字額が増大し平成 30 年度実績で 2800 万円あまりの赤字となるなど路線の維持が困難な状況となっているため。

※参考資料

・運行系統図
・路線図
・時刻表
・乗降調査の結果

(4)運行時刻表

【新】湯屋線運行所要時分　**旧**　往路
2017/04/01

停留所	鹿山	鹿山 ひめしゃがの湯	鹿山 ひめしゃがの湯	鹿山 ひめしゃがの湯	鹿山 ひめしゃがの湯	鹿山 ひめしゃがの湯
運転日		土日祝 運休 ◆				土日祝 運休 ◆
系統番号	湯屋5	湯屋3	湯屋1	湯屋1	湯屋1	湯屋6
系統キロ	35.4	14.1	42.1	42.1	42.1	13.9
下呂バスセンター	6:13		9:33	10:58	12:33	
下呂駅前	6:15		9:35	11:00	12:35	
しみずの湯	↓		10:04	11:29	13:04	
小坂町	6:51		10:16	11:41	13:16	
小坂振興事務所	6:52		10:17	11:42	13:17	
小坂駅前	6:55	9:30	10:20	11:45	13:20	16:45
小坂診療所前	↓	9:31	10:21	11:46	13:21	↓
小坂振興事務所	6:56	9:32	10:22	11:47	13:22	16:46
小坂町	6:56	9:32	10:22	11:47	13:22	16:46
川井田	6:57	9:33	10:23	11:48	13:23	16:47
味屋	6:58	9:34	10:24	11:49	13:24	16:48
長瀬学校前	6:59	9:35	10:25	11:50	13:25	16:49
長瀬	6:59	9:35	10:25	11:50	13:25	16:49
松原	7:01	9:37	10:27	11:52	13:27	16:51
西赤沼田	7:02	9:38	10:28	11:53	13:28	16:52
赤沼田	7:02	9:38	10:28	11:53	13:28	16:52
畑中前	7:03	9:39	10:29	11:54	13:29	16:53
深作	7:04	9:40	10:30	11:55	13:30	16:54
下島温泉口	7:05	9:41	10:31	11:56	13:31	16:55
落合公民館前	↓	9:42	10:32	11:57	13:32	16:56
ひめしゃがの湯	↓	9:44	10:34	11:59	13:34	16:58
厳立公園入口	↓	9:44	10:34	11:59	13:34	16:58
御嶽橋	7:05	9:46	10:36	12:01	13:36	17:00
学校前	7:07	9:48	10:38	12:03	13:38	17:02
小井戸	7:07	9:48	10:38	12:03	13:38	17:02
郷土館前	7:08	9:49	10:39	12:04	13:39	17:03
湯屋口	7:08	9:49	10:39	12:04	13:39	17:03
湯屋温泉	7:10	9:51	10:41	12:06	13:41	17:05
小和田	7:10	9:51	10:41	12:06	13:41	17:05
菊水橋	7:11	9:52	10:42	12:07	13:42	17:06
大洞口	7:12	9:53	10:43	12:08	13:43	17:07
中重口	7:13	9:54	10:44	12:09	13:44	17:08
鹿山	7:16	9:57	10:47	12:12	13:47	17:11

8/13～15･12/29～1/3は土日祝ダイヤで運転

【新】湯屋線運行所要時分　　**旧**　復路

2017/04/01

停留所	郷石原	下呂 ひめしゃがの湯	下呂 ひめしゃがの湯	下呂 ひめしゃがの湯	下呂 ひめしゃがの湯	小坂駅 ひめしゃがの湯	下呂 ひめしゃがの湯	下呂 ひめしゃがの湯
運転日	小坂小休校日運休 ● 土日祝運休 ◆		土日祝運休 ◆		土日祝運休 ◆	土日祝運休 ◆	土日祝運転 ◇	土日祝運休 ◆
系統番号	湯屋4	湯屋2	湯屋1	湯屋1	湯屋1	湯屋6	湯屋7	湯屋7
系統キロ	2.4	38.7	42.1	42.1	42.1	13.9	41.9	41.9
鹿山		7:21	10:00	11:00	13:16	14:01	14:01	17:17
中重口		7:22	10:01	11:01	13:17	14:02	14:02	17:18
大洞口		7:23	10:02	11:02	13:18	14:03	14:03	17:19
菊水橋		7:23	10:02	11:02	13:18	14:03	14:03	17:19
小和田		7:24	10:03	11:03	13:19	14:04	14:04	17:20
湯屋温泉		7:25	10:04	11:04	13:20	14:05	14:05	17:21
湯屋口		7:25	10:04	11:04	13:20	14:05	14:05	17:21
郷土館前		7:26	10:05	11:05	13:21	14:06	14:06	17:22
小井戸		7:26	10:05	11:05	13:21	14:06	14:06	17:22
学校前		7:28	10:07	11:07	13:23	14:08	14:08	17:24
御嶽橋		7:28	10:07	11:07	13:23	14:08	14:08	17:24
厳立公園入口		7:30	10:09	11:09	13:25	14:10	14:10	17:26
ひめしゃがの湯		7:32	10:11	11:11	13:27	14:12	14:12	17:28
落合公民館前		7:34	10:13	11:13	13:29	14:14	14:14	17:30
下島温泉口		7:35	10:14	11:14	13:30	14:15	14:15	17:31
深作		7:36	10:15	11:15	13:31	14:16	14:16	17:32
畑中前		7:37	10:16	11:16	13:32	14:17	14:17	17:33
赤沼田		7:37	10:16	11:16	13:32	14:17	14:17	17:33
西赤沼田		7:38	10:17	11:17	13:33	14:18	14:18	17:34
松原		7:41	10:20	11:20	13:36	14:21	14:21	17:37
長瀬		7:42	10:21	11:21	13:37	14:22	14:22	17:38
長瀬学校前		7:42	10:21	11:21	13:37	14:22	14:22	17:38
味屋		7:43	10:22	11:22	13:38	14:23	14:23	17:39
川井田		7:44	10:23	11:23	13:39	14:24	14:24	17:40
小坂町		7:45	10:24	11:24	13:40	14:25	14:25	17:41
小坂振興事務所		7:45	10:24	11:24	13:40	14:25	14:25	17:41
小坂診療所前		7:47	10:26	11:26	13:42	↓	↓	↓
小坂駅前	7:16	7:49	10:28	11:28	13:44	14:28	14:28	17:44
小坂保育園前	7:18	↓	↓	↓	↓		↓	↓
郷石原	7:21	↓	↓	↓	↓		↓	↓
小坂振興事務所		7:50	10:29	11:29	13:45		14:29	17:45
小坂町		7:50	10:29	11:29	13:45		14:29	17:45
しみずの湯		↓	10:39	11:39	13:55		14:39	17:55
下呂駅前		8:28	11:12	12:12	14:28		15:12	18:28
下呂バスセンター		8:30	11:14	12:14	14:30		15:14	18:30

8/13～15･12/29～1/3は土日祝ダイヤで運転

(5)運行系統図

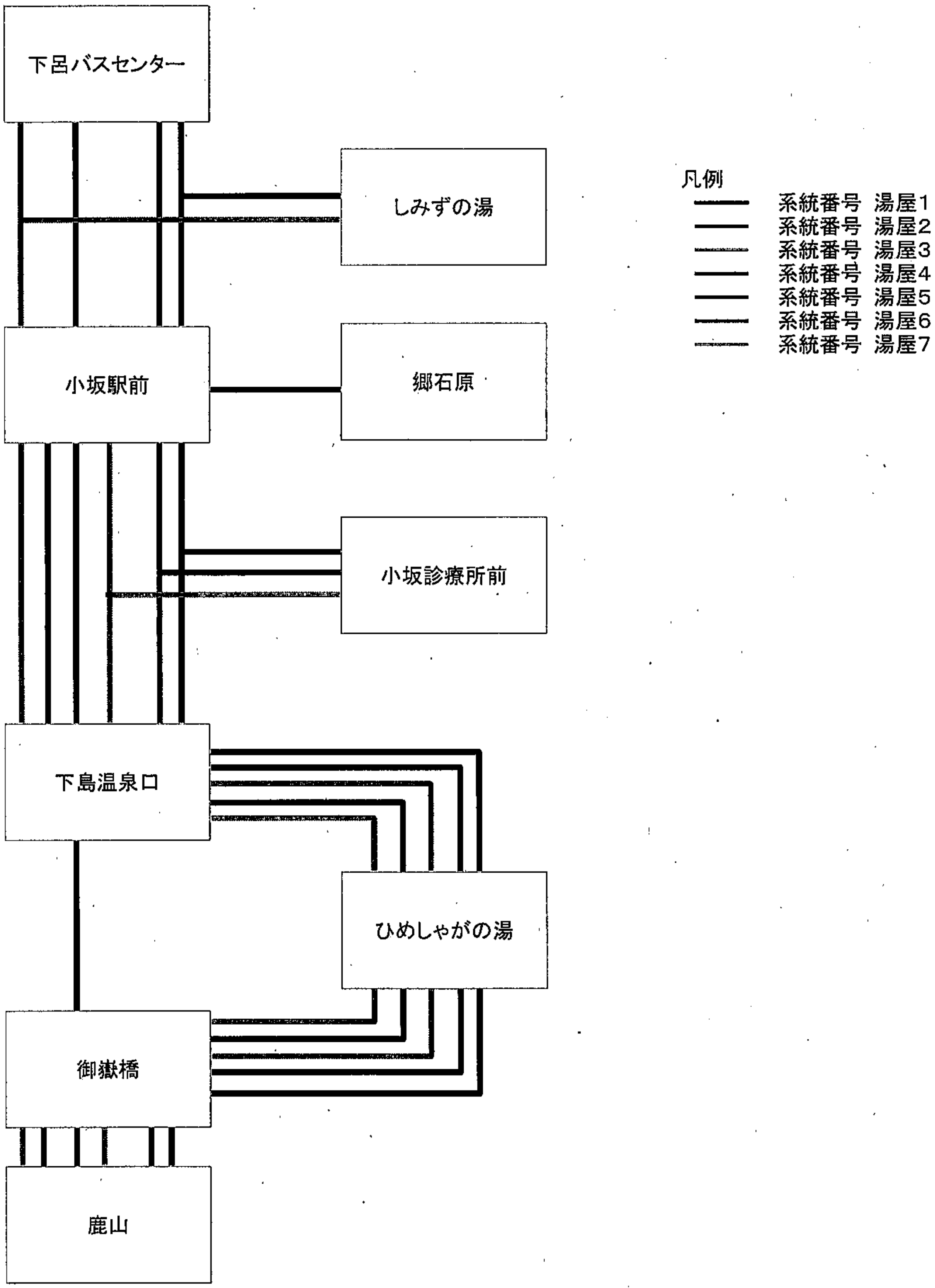
下呂バスセンター
しみずの湯
小坂駅前
郷石原
小坂診療所前
下島温泉口
ひめしゃがの湯
御嶽橋
鹿山
凡例
系統番号 湯屋1
系統番号 湯屋2
系統番号 湯屋3
系統番号 湯屋4
系統番号 湯屋5
系統番号 湯屋6
系統番号 湯屋7

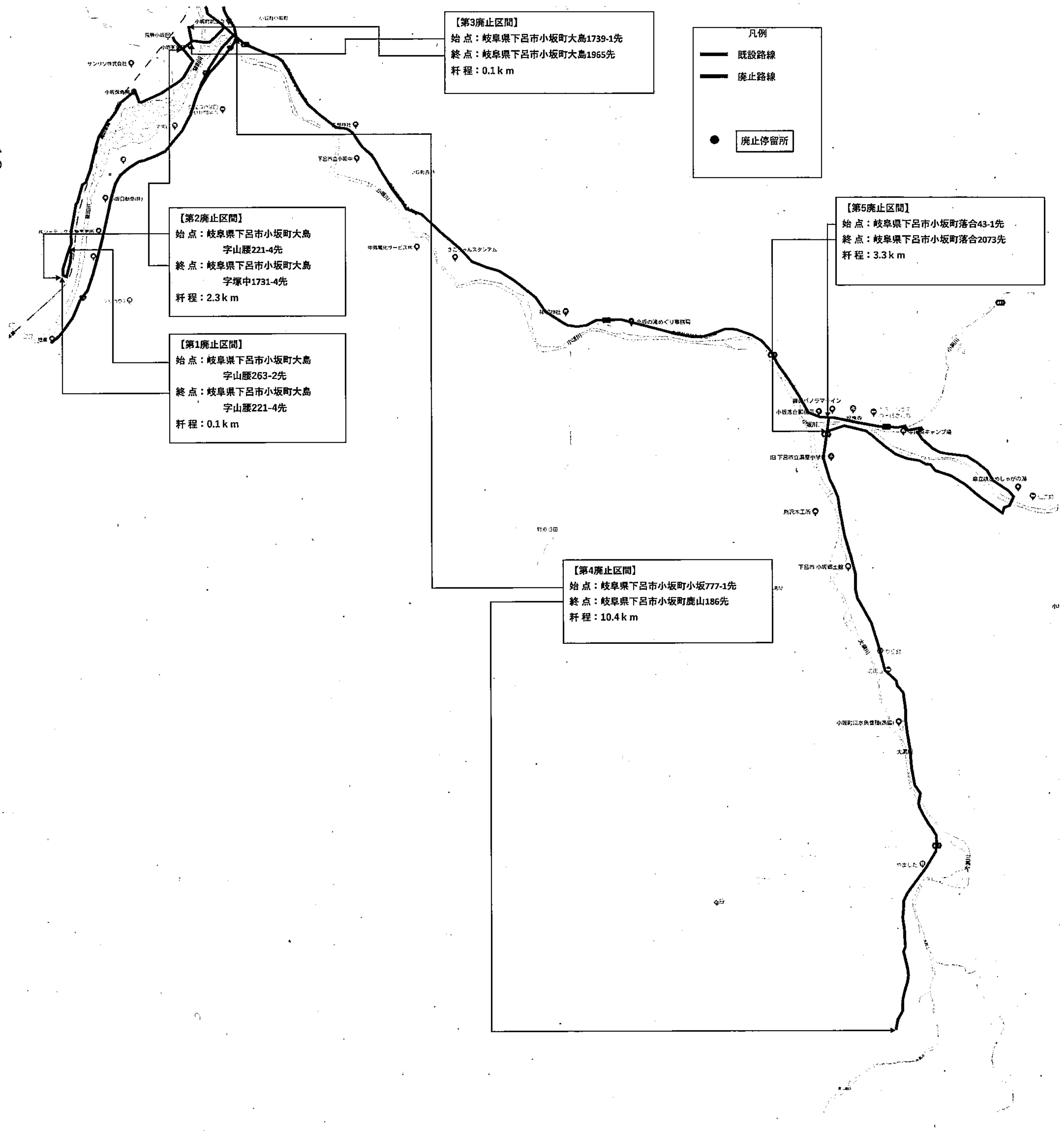
凡例
既設路線
廃止路線
廃止停留所
【第1廃止区間】
始 点：岐阜県下呂市小坂町大島
字山腰263-2先
終 点：岐阜県下呂市小坂町大島
字山腰221-4先
粁 程：0.1ｋｍ
【第2廃止区間】
始 点：岐阜県下呂市小坂町大島
字山腰221-4先
終 点：岐阜県下呂市小坂町大島
字塚中1731-4先
粁 程：2.3ｋｍ
【第3廃止区間】
始 点：岐阜県下呂市小坂町大島1739-1先
終 点：岐阜県下呂市小坂町大島1965先
粁 程：0.1ｋｍ
【第4廃止区間】
始 点：岐阜県下呂市小坂町小坂777-1先
終 点：岐阜県下呂市小坂町鹿山186先
粁 程：10.4ｋｍ
【第5廃止区間】
始 点：岐阜県下呂市小坂町落合43-1先
終 点：岐阜県下呂市小坂町落合2073先
粁 程：3.3ｋｍ

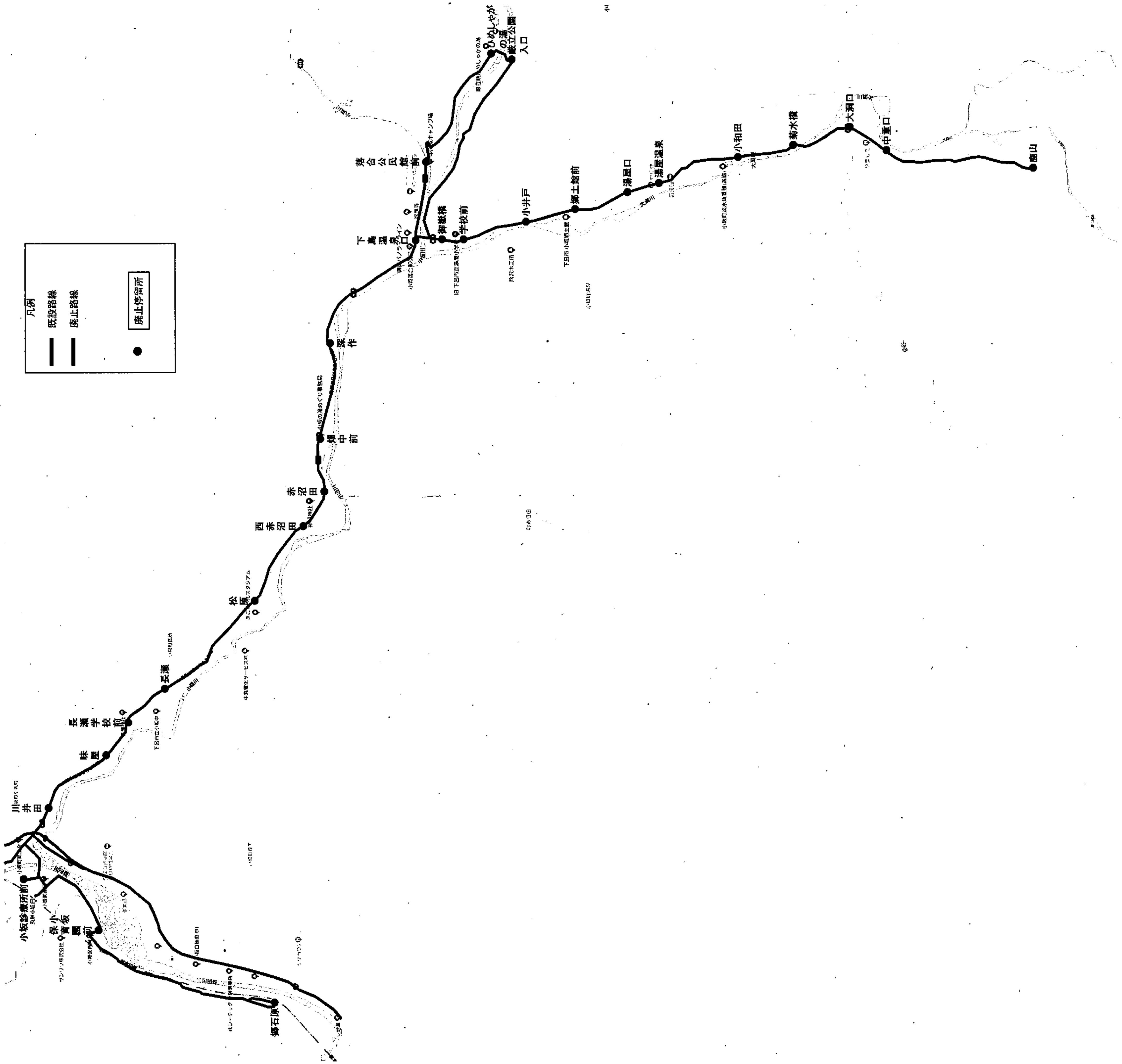
凡例
既設路線
廃止路線
廃止停留所
ひめしゃがの湯
県立公園入口
落合公民館前
下島温泉口
御嶽橋
学校前
小井戸
郷土館前
湯屋口
湯屋温泉
小和田
菊水橋
大洞口
中重口
鹿山
深作
畑中前
赤沼田
西赤沼田
松原
長瀬
長瀬学校前
味麗
川井田
小坂診療所前
小坂保育園前
郷石原

停留所別乗降人員及び通過人員調査表

下呂バスセンター ⇒ 小坂駅前 ⇒ 鹿山

濃飛乗合自動車株式会社

発車時刻	6:13			9:33			10:58			12:33									合計		
	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員
下呂バスセンター	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0				4	0	4
下呂駅前	0	0	0	1	0	3	5	0	6	2	1	2	0	0	0				8	1	11
下呂温泉	0	0	0	0	0	3	1	0	7	0	0	2	0	0	0				1	0	12
農協前	0	0	0	0	2	1	6	0	13	0	0	2	0	0	0				6	2	16
薬師湯温泉下	0	0	0	1	0	2	0	1	12	0	0	2	0	0	0				1	1	16
若宮町	0	0	0	0	0	2	1	2	11	0	0	2	0	0	0				1	2	15
東上田坂本	0	0	0	0	0	2	0	0	11	0	0	2	0	0	0				0	0	15
保木口	0	0	0	0	0	2	0	1	10	0	0	2	0	0	0				0	1	14
禅昌寺	0	0	0	0	0	2	0	0	10	0	0	2	0	0	0				0	0	14
禅昌寺駅下	0	0	0	0	0	2	1	1	10	0	0	2	0	0	0				1	1	14
桜橋	0	0	0	0	1	1	2	2	10	0	0	2	0	0	0				2	3	13
花池	0	0	0	0	0	1	1	4	7	1	0	3	0	0	0				2	4	11
上村	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	3	0	0	0				0	0	11
松ケ瀬	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	0	3	0	0	0				0	0	11
萩原駅下	0	0	0	2	0	3	2	0	9	3	1	5	0	0	0				7	1	17
朝霧橋	0	0	0	1	0	4	0	0	9	0	0	5	0	0	0				1	0	18
久津八幡前	0	0	0	0	0	4	0	1	8	1	0	6	0	0	0				1	1	18
下上呂	0	0	0	0	0	4	0	0	8	0	0	6	0	0	0				0	0	18
竜泉寺下	0	0	0	0	0	4	0	3	5	0	0	6	0	0	0				0	3	15
中上呂	0	0	0	1	0	5	0	0	5	0	0	6	0	0	0				1	0	16
光泉寺下	0	0	0	0	1	4	0	1	4	0	0	6	0	0	0				0	2	14
上呂駅前	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	14
上呂橋場	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	14
さいらの	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	14
飛騨川温泉しみずの湯	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	14
南飛騨健康増進センター	0	0	0	0	1	3	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	1	13
飛騨川温泉しみずの湯	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	13
下宮田	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	13
赤岩	0	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	0	13
岩野	0	0	0	0	1	2	0	0	4	0	0	6	0	0	0				0	1	12
丸一	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	6	0	0	0				0	1	11
松本歯科医院前	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	6	0	0	0				0	0	11
上宮田	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	1	5	0	0	0				0	1	10
石飛	1	0	1	0	1	1	0	0	3	0	0	5	0	0	0				1	1	10
さこれ	0	0	1	1	0	2	0	0	3	0	0	5	0	0	0				1	0	11
ワラビノ	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	5	0	0	0				0	0	11
小坂町	0	0	1	0	1	1	0	0	3	0	0	5	0	0	0				0	1	10
小坂振興事務所前	0	1	0	0	0	1	0	0	3	2	1	6	0	0	0				2	2	10
小坂駅前	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	6	0	0	0				0	1	9
小坂診療所前	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5	0	0	0				0	2	7
小坂振興事務所前	0	0	0	0	0	0	11	0	13	0	0	5	0	0	0				11	0	18
小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	6	0	0	0				1	0	19
川井田	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	6	0	0	0				0	0	19
味屋	0	0	0	0	0	0	0	1	12	0	0	6	0	0	0				0	1	18
長瀬学校前	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	1	5	0	0	0				0	1	17
長瀬	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	5	0	0	0				0	1	16
松原	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	5	0	0	0				0	0	16
西赤沼田	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	5	0	0	0				0	1	15
赤沼田	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	5	0	0	0				0	0	15
畑中前	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	5	0	0	0				0	0	15
深作	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	5	0	0	0				0	0	15
下島温泉口	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	1	4	0	0	0				0	2	13
落合公民館	0	0	0	0	0	0	0	1	8	0	1	3	0	0	0				0	2	11
ひめしゃがの湯	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0				0	1	10
巌立公園入口	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	2	0	0	0				0	0	10
御嶽橋	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	1	0	0	0				0	1	9
学校前	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0				0	0	9
小井戸	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0				0	0	9
郷土館前	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	1	0	0	0				0	1	8
湯屋口	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0				0	0	8
湯屋温泉	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	1	0	0	0				0	2	6
小和田	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	1	0	0	0				0	2	4
菊水橋	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0				0	1	3
大洞口	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0				0	2	1
中重口	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	1
鹿山	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				0	1	0
計	1	1		9	9		31	31		11	11		0	0					52	52	
			0.06			1.47			6.70			3.86			0.00						12.09

停留所別乗降人員及び通過人員調査表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　濃飛乗合自動車株式会社

鹿山　⇒　小坂駅前　⇒　下呂バスセンター

発車時刻	7:21			10:00			11:00			13:16			17:17						合計		
	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員	乗車人員	降車人員	通過人員
鹿山	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1	0	1
中重口	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	1
大洞口	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0				2	0	3
菊水橋	0	0	1	2	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0				3	0	6
小和田	0	0	1	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	6
湯屋温泉	0	0	1	2	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0				2	0	8
湯屋口	0	0	1	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	8
郷土館前	0	0	1	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	8
小井戸	0	0	1	0	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	8
学校前	0	0	1	2	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0				2	0	10
御嶽橋	0	0	1	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	10
巌立公園入口	0	0	1	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	10
ひめしゃがの湯	0	0	1	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	10
落合公民館	2	0	3	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0				2	0	12
下島温泉口	0	0	3	2	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0				2	0	14
深作	0	0	3	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	14
畑中前	0	0	3	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	14
赤沼田	0	0	3	0	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0				0	0	14
西赤沼田	0	0	3	1	0	11	1	0	2	0	0	0	0	0	0				2	0	16
松原	0	0	3	0	0	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0				0	0	16
長瀬	0	0	3	0	0	11	0	0	2	0	0	0	0	0	0				0	0	16
長瀬学校前	1	0	4	0	1	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0				1	1	16
味屋	0	0	4	0	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0				0	0	16
川井田	1	0	5	0	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0				1	0	17
小坂町	0	0	5	0	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	0				0	0	17
小坂振興事務所前	0	0	5	0	0	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0				1	2	16
小坂診療所前	0	2	3	0	0	10	2	0	3	0	0	0	0	0	0				2	2	16
小坂駅前	1	0	4	1	1	10	0	0	3	0	0	0	1	0	1				3	1	18
小坂振興事務所前	0	0	4	0	7	3	0	0	3	0	0	0	0	0	1				0	7	11
小坂町	0	0	4	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	1				0	0	11
ワラビノ	0	0	4	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	1				0	1	10
さこれ	0	0	4	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	1				0	1	9
石飛	0	0	4	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1				0	0	9
上宮田	0	0	4	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	2				1	0	10
松本歯科医院前	0	0	4	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	1	9
丸一	0	0	4	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	0	9
岩野	0	0	4	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	0	9
赤岩	0	0	4	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	0	9
下宮田	1	0	5	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				1	0	10
飛騨川温泉しみずの湯	0	0	5	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	0	10
南飛騨健康増進センター	0	0	5	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2				0	0	10
飛騨川温泉しみずの湯	0	0	5	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	2				1	0	11
さいらの	0	0	5	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2				0	0	11
上呂橋場	0	0	5	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2				0	0	11
上呂駅前	0	0	5	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2				0	0	11
光雲寺下	1	0	6	0	0	2	0	0	2	2	0	2	0	0	2				3	0	14
中上呂	0	0	6	1	0	3	1	0	3	0	0	2	0	0	2				2	0	16
竜泉寺下	0	0	6	0	0	3	0	0	3	0	0	2	1	0	3				1	0	17
下上呂	0	0	6	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0	0	3				0	0	17
久津八幡前	0	0	6	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0	1	2				0	1	16
朝霧橋	0	1	5	0	0	3	0	0	3	0	0	2	0	0	2				0	1	15
萩原駅下	3	1	7	0	2	1	1	1	3	0	0	2	0	0	2				4	4	15
松ケ瀬	0	0	7	0	0	1	0	0	3	0	0	2	0	0	2				0	0	15
上村	0	0	7	0	0	1	0	0	3	0	0	2	0	0	2				0	0	15
花池	0	0	7	0	1	0	5	0	8	2	0	4	0	0	2				7	1	21
桧橋	0	1	6	1	0	1	0	0	8	1	0	5	0	0	2				2	1	22
禅昌寺駅下	0	0	6	0	0	1	0	0	8	0	0	5	0	0	2				0	0	22
禅昌寺	0	0	6	0	0	1	0	0	8	0	0	5	0	0	2				0	0	22
保木口	0	0	6	0	0	1	0	1	7	0	0	5	0	0	2				0	1	21
東上田坂本	0	0	6	0	0	1	0	0	7	0	0	5	0	0	2				0	0	21
若宮町	0	1	5	0	0	1	0	1	6	0	0	5	0	0	2				0	2	19
薬師湯温泉下	0	0	5	0	0	1	0	0	6	0	3	2	0	0	2				0	3	16
農協前	0	1	4	0	1	0	0	1	5	0	0	2	0	0	2				0	3	13
下呂温泉	0	0	4	0	0	0	0	0	5	0	1	1	0	1	1				0	2	11
下呂駅前	0	2	2	0	0	0	0	4	1	0	0	1	0	0	1				0	6	5
下呂バスセンター	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0				0	5	0
計	11	11		14	14		13	13		5	5		3	3					46	46	
			3.83			4.33			2.38			0.88			1.06						12.48

湯屋線

OD調査集計表

路線名　下呂小坂湯屋線
起点　下呂バスセンター
経過地　小坂駅前
終点　鹿山

	人員	収入
現金	21	7940
円券	0	0
区間指定回数券	0	0
学生回数券	0	0
金券回数券	0	0
学生定期券	0	0
通勤定期券	0	0
環境定期券	0	0
悠々手形+100	0	0
悠々手形+300	0	0
悠々手形+500	0	0
すくーるホリデー	0	0
福祉パスポート	31	8650.6
その他	0	0
計	52	16590.6

総乗車キロ　534.0

OD調査集計表

路線名　下呂小坂湯屋線
起点　鹿山
経過地　小坂駅前
終点　下呂バスセンター

	人員	収入
現金	9	3410
円券	0	0
区間指定回数券	0	0
学生回数券	0	0
金券回数券	0	0
学生定期券	0	0
通勤定期券	0	0
環境定期券	2	230
悠々手形+100	0	0
悠々手形+300	0	0
悠々手形+500	0	0
すくーるホリデー	0	0
福祉パスポート	35	10922.4
その他	0	0
計	46	14562.4

総乗車キロ　553.4

収入(税込み)　31,153

	調査日の往復合計	係数　※1	年間
収入(税抜)	28,845	#REF!	#REF! 円
輸送人員	98	#REF!	#REF! 人
		定期	#REF!

年間走行キロ	123,728.6 km
キロ当たり収入	#REF! 円
一人平均乗車キロ	11.0 km

※1　補助対象路線管轄営業所の全路線の路線別収入計算表により得られた営業所別係数
※2　調査日の実績値の往復合計に※1の係数を乗じて算出
※3　年間収入を年間走行キロで除して算出
※4　調査日の総乗車キロを総乗車人員で除して算出

岐阜県地域公共交通協議会等運営要領

平成２３年　６月１５日
平成２５年　４月　１日（改正）
平成２６年　４月１０日（改正）
平成２７年　４月　９日（改正）
平成３０年　２月２６日（改正）

岐阜県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、協議会規約第１４条に定める「協議会の運営に関し必要な事項」については、本要領のとおりとする。

１　地域間幹線系統確保維持計画の策定に係る手続きについて

協議会規約第７条第３項第２号に定める国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業）に係る計画のうち、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）第７条第２項に定める地域公共交通確保維持事業に限定した計画（以下「地域間幹線系統確保維持計画」という。）の策定に係る手続きについては、次の（１）から（５）までに定めるところによる。

（１）地域間幹線系統確保維持計画への位置づけの申し出

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）は、国要綱第２編第１章第１節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び第３節車両減価償却費等国庫補助金の交付を受けようとする場合、会長が指定する日までに、別記様式１により補助金の交付を受けようとする事業について、会長に対して地域間幹線系統確保維持計画への位置づけを申し出るものとする。

（２）地域間幹線系統確保維持計画の決定等

会長は、（１）に基づく申し出内容等を踏まえ、国要綱第７条第１項各号及び第２１条第１項各号に掲げる事項を記載して事務局が作成した地域間幹線系統確保維持計画について、協議会規約第７条第３項第２号に基づき決定したうえで、国要綱第８条に基づき国に認定申請するものとする。

（３）変更申し出

乗合バス事業者は、（２）に基づき決定した地域間幹線系統確保維持計画に位置付けた事業の内容に変更が生じる場合は、原則として変更予定日の２カ月前までに別記様式２により、会長に対して事業の内容の変更を申し出る（以下「変更申し出」という。）ものとする。

（４）地域間幹線系統確保維持計画の変更等

会長は、（３）に基づく変更申し出があったときは、変更内容に応じて次のア及びイに定めるところにより、地域間幹線系統確保維持計画の変更手続きを行うものとする。

ア　事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じる場合

会長は、協議会規約第７条第４項に基づき、事業に関係する市町村及び乗合バス事業者全ての合意を得て地域間幹線系統確保維持計画の変更を決定したうえで、国要綱第９条に基づき国に変更認定申請するものとする。

ただし、国要綱第２編第１章第１節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じる場合で、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（以下「国実施要領」という。）２．（１）④イ．の規定に該当する場合は、会長は、協議会規約第７条第４項に基づき決定したものとして取り扱うことができる。この場合、会長は、変更後の地域間幹線系統確保維持計画について、事業に関係する市町村及び

乗合バス事業者と情報共有するものとする。

イ　事業の内容を変更する際に、計画額の変更を生じない場合（事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合を除く。）

会長は、変更後の計画について国実施要領２．（１）⑮ア．に基づき変更届出を行うものとする。

なお、国要綱第２編第１章第１節地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る事業の内容の変更については、変更後の地域間幹線系統確保維持計画について、事業に関係する市町村及び交通事業者において情報共有するものとする。

（５）地域間幹線系統確保維持計画の認定通知

会長は、（２）及び（４）に基づき国に申請等した地域間幹線系統確保維持計画について、国から国要綱第１０条第１項及び第２２条に基づく通知があったときは、乗合バス事業者（事業主体が市町村の場合は乗合バス事業者及び市町村）にその通知内容を通知するものとする。

２　生活交通改善事業計画の策定に係る手続きについて

協議会規約第７条第３項第２号に定める国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業及び鉄道施設総合安全対策事業）に係る計画のうち、国要綱第９９条第２項に定める鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画及び鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（以下「国鉄道要綱」という。）第３２条第１号に定める計画（以下「生活交通改善事業計画」という。）の策定に係る手続きについては、次の（１）から（４）までに定めるところによる。

（１）生活交通改善事業計画への位置づけの申し出

国要綱第９８条第３項に定める鉄道事業者及び国鉄道要綱別表１に定める鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助対象事業者のうち鉄道事業者（以下「鉄道事業者」という。）は、国要綱第３編第３章鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び国鉄道要綱第６章鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助金の交付を受けようとする場合、会長が指定する日までに、別記様式３により補助金の交付を受けようとする事業について、会長に対して生活交通改善事業計画への位置づけを申し出るものとする。

（２）生活交通改善事業計画の決定等

会長は、（１）に基づく申し出内容等を踏まえ、国要綱第９９条第１項各号に掲げる事項及び国鉄道要綱第３４条第２項各号に掲げる事項を記載して事務局が作成した生活交通改善事業計画（国要綱第９９条第３項に定める追記書類及び国鉄道要綱第３４条第３項に定める追記書類含む。）について、協議会規約第７条第３項第２号に基づき決定するものとする。

（３）変更申し出

鉄道事業者は、生活交通改善事業計画に位置付けた事業の内容に変更が生じる場合は、会長が指定する日までに別記様式４により会長に対して変更申し出をするものとする。

（４）生活交通改善事業計画の変更等

会長は、（３）に基づく変更申し出があったときは、協議会規約第７条第４項に基づき、事業に関係する市町村及び鉄道事業者全ての合意を得て生活交通改善事業計画の変更を決定するものとする。

（５）生活交通改善事業計画の決定通知

会長は、（２）及び（４）に基づき生活交通改善事業計画を決定したときは、決定した内容を関係する鉄道事業者に通知するものとする。

３　路線の休止又は廃止に係る手続きについて

道路運送法第１５条の２第１項の旅客の利便を阻害しないと認められるとして道路運送法施行

規則第１５条の４第第２号に定める場合の手続きについては、次の（１）から（５）までに定めるところによる。

（１）バス路線の休止又は廃止に係る申し出

乗合バス事業者は、道路運送法施行規則第３条の３第１号に定める路線定期運行に係る路線（以下「バス路線」という。）を休止又は廃止しようとする場合は、原則として道路運送法第１５条の２第１項に定める休止又は廃止の予定日の６月前までの国への届出を行う前に、次のアからケまでに掲げる事項を記載又は資料添付した別記様式５により、会長に対してその意向を申し出るものとする（道路運送法施行規則第１５条の４第１号及び第３号に定める場合を除く。）。

なお、乗合バス事業者は、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて（国自旅第９２号）」Ⅰ．１．（１）に定める事業計画変更事前届出書及び同（２）に定める添付書類の写しの添付をもって次のアからケまでに掲げる事項を記載等した資料の添付に代えることができる。

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　休止し、又は廃止しようとする路線

ウ　休止又は廃止の予定日

エ　休止に係る場合は、予定する休止の期間

オ　休止又は廃止を必要とする理由（簡潔に記載すること。また、詳細な説明は、別紙によること。）

カ　休止し、又は廃止しようとする路線の路線図

キ　休止し、又は廃止しようとする路線の現況を記載した書類であって次に掲げるもの

（ア）輸送量（最近３年間の実績：主な停留所間の流動データ、平均乗車密度、定期旅客数）

（イ）運行状況（運行回数等）

（ウ）収支状況（最近３年間の営業収支実績等）

ク　休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容

ケ　その他当該路線を巡る状況の変化等

（２）関係市町村等への事前の情報提供等

乗合バス事業者は、生活交通の確保方策の検討を円滑に進めるため、（１）の申し出を行う前に、関係市町村等に情報提供を行うものとし、情報提供の時期及び内容について配慮するものとする。

なお、乗合バス事業者から情報提供を受けた市町村は、速やかに生活交通の確保方策の検討を行うものとし、乗合バス事業者は市町村が生活交通の確保方策の検討を行うに当たり協力するものとする。

（３）関係市町村長への意見照会

会長は、（１）に基づく申し出があったときは、関係市町村長に申し出の内容を通知し、生活交通の確保方策等について意見を求めるものとする。

この場合、関係市町村長は、生活交通の確保方策等を検討し、会長が指定する日までに、別記様式６－１（（４）なお書きに定める協議を省略できる事案に該当する場合は、別記様式６－２）により会長に対し、意見（路線の運行継続や休止又は廃止予定日の延長を希望する場合を含む。）を述べるものとする。

（４）協議の実施及び協議を省略できる事案

会長は、関係市町村長の意見を尊重し、生活交通の確保方策等について、分科会において検討及び調整を行ったうえで、幹事会において協議を行うものとする。

なお、会長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合であって、分科会及び幹事会における協議を省略できる事案として取り扱うことについて、別記様式６－２により関係市町村長全ての同意が得られた場合は、協議を省略することができるものとする。

ア　休止又は廃止後も代替交通機関がある等、旅客の利便の確保が図られることが見込まれ

る場合で、休止又は廃止について関係市町村長及び会長が必要と認める者すべての同意を書面で得ているもの

イ　特定の施設に係る旅客を専ら輸送していた路線であって、当該施設の廃止により運送が必要でなくなったと認められるもの

ウ　単一市町村域内の休止又は廃止であるもの

（５）休止又は廃止の決定

会長は、（４）の協議結果を踏まえ、道路運送法施行規則第１５条の４第２号に定める協議が調ったと認められる場合は、（１）の申し出を行った乗合バス事業者及び関係市町村長並びに岐阜運輸支局長あてに協議が調ったことについて通知するものとする。

路線の休止又は廃止

道路運送法施行規則第１５条の４第２号に該当する場合は、下記のとおり手続きを進めます。

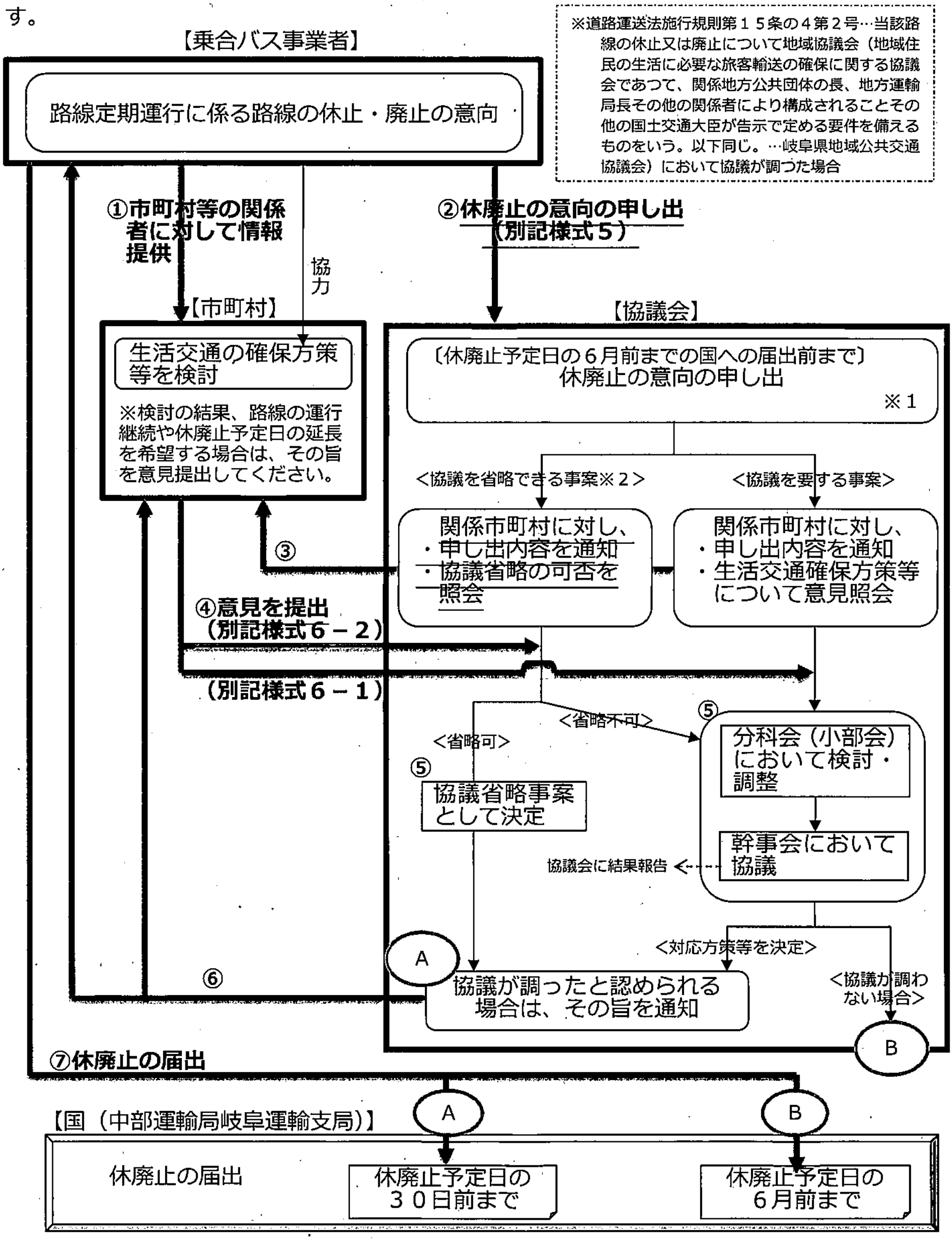

※１　道路運送法施行規則第１５条の４第１号及び第３号に該当する場合は、協議会に対しする休廃止の申し出は不要です。この場合、協議会における協議等を経ることなく、乗合バス事業者が休廃止予定日の３０日前までに国に休廃止の届出を行うことになります。

第１号：　当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

第３号：　前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

１　高速バス路線（５０km未満の利用が可能なものを除く。）の休止又は廃止の場合
２　付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
３　定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
４　当該路線の休止又は廃止について、地域協議会の分科会として設置された地域公共交通会議または道路運送法施行規則第９条第２項の規定による協議会において協議が調った場合　………分科会規程第５条第４項

（市町村長が主宰する道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第９条の２に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年 5 月 25 日法律第 59 号）第６条に規定する協議会は、協議会の分科会とみなす。なお、この場合の協議事項は、道路運送法施行規則第３条の３第１号に定める路線定期運行に係る路線の休止又は廃止に係る事項とする。）

５　前４項に定めるもののほか、適用地域毎に次のとおりとする。
（５）岐阜県を適用地域とする場合
①　休止から１年以上経過した路線の廃止
②　５００㍍以内の区間の休止又は廃止

中部運輸局告示（平成１４年1月１８日中運局公示第２４０号）

※２　以下のア～ウまでのいずれかに該当するもので、関係市町村長全ての同意が得られた場合は、協議を省略する事案として取り扱います。

ア　休止又は廃止後も代替交通機関がある等、旅客の利便の確保が図られることが見込まれる場合で、休止又は廃止について関係市町村長及び会長が必要と認める者すべての同意を書面で得ているもの

イ　特定の施設に係る旅客を専ら輸送していた路線であって、当該施設の廃止により運送が必要でなくなったと認められるもの

ウ　単一市町村域内の休止又は廃止であるもの